阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成23年阪神高速公告第６号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成23年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年３月31日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　大橋　光博

記

１．記Ⅰ〔１〕３⑸①中「兵庫県道高速北神戸線」を「兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線」に改め、「ＥＴＣ車」の次に「。」を加え、①にただし書を加える。

ただし、兵庫県道高速神戸西宮線生田川出入口若しくは兵庫県道高速北神戸線箕谷出入口（神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）と接続する出入口に限る。以下この〔１〕３⑸①において同じ。）と神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）箕谷料金所とを30分以内に通行する場合、又は神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）箕谷料金所を経由して生田川出入口と箕谷出入口との間を30分以内に通行する場合に限る。

２．記Ⅰ〔１〕３⑸②を次のように改める。

②　割引額

割引額は次のとおりとする。なお、兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行する場合であっても、本割引の適用回数は１回とする。

普通車　300円
大型車　600円

３．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥ロｃ中「３月31日」を「12月31日」に改める。

４．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥ロｅ各号列記以外の部分及びｅ(a)中「湾岸線連続利用割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を加える。

５．記Ⅰ〔１〕３⑭⑥ロｅ(b)の表を次のように改める。

適用の順序	割引の種類
1	本企画割引
2	湾岸線連続利用割引
3	新神戸トンネル連続利用割引
4	環境ロードプライシング
5	時間帯割引
6	事業者向け大口・多頻度割引、一般向けマイレージポイントサービス又はＥＴＣ前納割引

６．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｃ本文中「湾岸線連続利用割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を加える。

７．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｃの表を次のように改める。

適用の順序	割引の種類
1	湾岸線連続利用割引
2	新神戸トンネル連続利用割引
3	本社会実験で適用する割引
4	時間帯割引
5	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

８．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｄ中「３月31日」を「12月31日」に改める。

９．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｂ各号列記以外の部分中「湾岸線連続利用割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を加える。

10．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｂ(b)の表を次のように改める。

適用の順序	割引の種類
1	湾岸線連続利用割引
2	新神戸トンネル連続利用割引
3	時間帯割引
4	一般向けマイレージポイントサービス又はＥＴＣ前納割引

11．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ハｃ中「３月31日」を「12月31日」に改める。

12．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ニｃ本文中「及び湾岸線連続利用割引」を「、湾岸線連続利用割引及び新神戸トンネル連続利用割引」に改め、表を次のように改める。

適用の順序	割引の種類
1	湾岸線連続利用割引
2	新神戸トンネル連続利用割引
3	本社会実験で適用する割引
4	時間帯割引
5	事業者向け大口・多頻度割引

13．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ニｄ中「３月31日」を「12月31日」に改める。

14．記Ⅰ〔３〕４⑷中「会社が別に定める日」を「平成23年３月31日」に改める。